

一般社団法人静岡法人会 公式WEB サイト広告取扱要綱 (案)

[規約条項]

第1条 (趣旨)

この要領は、一般社団法人静岡法人会（以下「本会」という。）の公式WEBサイト「<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/shizuoka/>」（以下「WEBサイト」という。）上の広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (会員および非会員の定義)

本会における会員とは定款第5条の規定による者とし、非会員は、本会に加入していない者は、本会に加入していない者とする。

第3条 (広告に関する基本的な考え方)

広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報提供が求められるため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

第4条 (広告の範囲)

広告の内容の範囲は、バナー広告の内容、バナー広告のデザイン及びリンク先がWEBサイトとする。

第5条 (広告の対象)

1. 広告内容が、次の各号のいずれかに該当するときは掲載しない。なお、広告の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張
 - (6) 個人の名刺広告
 - (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (8) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると、広報委員長もしくは事務局が認めるもの
2. 前項に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザインに関する個別の基準が必要な場合は、別に定める基準による。

第6条 (規制業種又は事業者)

次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告の掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこの製造販売
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種で社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中の事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) その他広報委員長もしくは事務局が不適当であると認めるもの

第7条 (バナー広告の規格)

バナー広告の1枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦 50 ピクセル
- (2) 横 140 ピクセル
- (3) 容量 10 キロバイト以内
- (4) データ形式 GIF またはJPEG 形式(ただし、アニメーション形式は不可。)

実施案の為に
まだ募集して
おいてません!

第8条（バナー広告の掲載料金）

バナー広告の掲載料金は、1 枠当たり本会の会員は月額2,000円＋消費税、非会員は月額4,000円＋消費税とする。

第9条（バナー広告の掲載場所等）

1. バナー広告の掲載場所は、WEB サイトの専用ページとし、当該ページ内での掲載位置は、広報委員長もしくは、本会事務局（以下「事務局」という。）が決定するものとする。
2. 広報委員長は、第1項の掲載場所に不足が生じたとき、またはバナー広告の掲載場所を追加して設ける必要があると判断したときは、新たにバナー広告掲載場所を設けることができる。

第10条（バナー広告の掲載期間）

1. バナー広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、10月1日より翌年9月30日までの1年単位とする。
2. バナー広告の掲載開始日にかかわらず、毎年9月30日をもって掲載期間は満了とする。
3. 前項の規定にかかわらず、広報委員長もしくは事務局が許可した場合は再掲載することができる。
4. 掲載期間には、維持管理等のためWEB サイトの公開を停止する期間を含むものとする。

第11条（バナー広告の開始日等）

バナー広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は毎年9月30日とする。ただし、該当日が本会の定める休業日であった場合、翌日営業日とするが不都合がある場合は、本会とバナー広告主が協議の上、決定するものとする。

第12条（バナー広告掲載の申込及び決定）

1. WEB サイトにバナー広告を掲載しようとする者（以下「バナー広告主」という。）は、WEB サイトにバナー広告掲載申込書にバナー広告データを添付して事務局に提出しなければならない。
2. 事務局は、前項の申込書の提出を受けたときは、広報委員長とバナー広告主が協議の上、掲載の可否を決定し、その結果をバナー広告主に通知するものとする。

第13条（バナー広告掲載料金の納付）

1. バナー広告の掲載料金は前納を原則とし、広告主は本会が指定する支払方法により期日までに掲載料金を一括して納入するものとする。
2. 広告掲載料金の契約期間は掲載開始日より毎年9月30日までとし、最長で12ヶ月分とする。

第14条（バナー広告掲載の取り下げ）

1. バナー広告主は、自己の都合により、当該バナー広告の掲載を取り下げることができる。
2. バナー広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により事務局に申し出なければならない。
3. 広告掲載開始日以降において、第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合は、バナー広告主へ納付済みの広告掲載料を返還しないものとする。

第15条（バナー広告掲載料金の返還）

1. バナー広告の掲載料金は、原則返還しない。ただし、本会の都合によりバナー広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。
2. 本会は、48時間を超えてWEB サイトの運営を停止した場合は、広告を掲載しなかった日数に応じて、日割りにより計算した納付済みの広告掲載料をバナー広告主に返還するものとする。ただし、次の各号に掲げる事由により、WEB サイトの運営を一時停止した場合は、納付済みの広告掲載料を返還しないものとする。
 - (1) 機器等の保守又は障害への対応
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
3. 第2項の事由に関わらず、一時停止の時間が120時間を超える場合は、第2項の規定に準じて広告掲載料を返還するものとする。
4. 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

第16条（バナー広告内容の変更）

1. バナー広告主は、当該広告の掲載期間内であっても、1 枠当たり2,000円（消費税および地方消費税は含まない。）で内容を変更することができる。
2. 前項の場合には、第7条及び第9条及び第12条の規定を準用する。
3. 変更料金は前納を原則とし、広告主は本会が指定する支払方法により期日までに変更料金を一括して納入するものとする。

実施案の為に
まだ募集し
て
お
い
ま
せ
ん

第17条（リンク先のURLの変更）

1. バナー広告主が当該バナー広告のリンク先のURLのみを変更するときは、変更しようとする日から起算して7日（本会の休日を除く。）前までに、事務局に届け出るものとする。
2. 前項の場合には、第12条の規定を準用する。

第18条（庶務）

本件の庶務は、事務局において処理する。

第19条（バナー広告主の責務）

1. バナー広告主は、広告内容等、その他広告に関するすべての事項について責任を負う。
2. 閲覧者がバナー広告主のウェブサイトを利用するに際し、ウイルス等を受けるとき及びバナー広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、バナー広告主が対応するものとする。

第20条（補則）

1. 本要綱に定めのないものについては、バナー広告主と事務局が協議の上、決定するものとする。
2. 本要綱は平成 年 月 日より適用する。

**実施案の為
まだ募集して
おりません！**